

(1) 表示義務事項関係(下水おでたい肥の表示例)

| 有機質肥料等推奨基準に基づく品質表示票 | | |
|---------------------------------------|-----------------------|------------|
| 肥料の種類名 | 下水おでたい肥 | |
| 原材料 | 下水おでい、石灰系凝集剤、ノコ屑(副原料) | |
| 有機物 | 乾物当たり | 三五%以上 |
| 炭素 窒素比(C/N比) | | 一〇以下 |
| 窒素(N)全量 | 乾物当たり | 一・五%以上 |
| りん酸(P ₂ O ₅)全量 | 乾物当たり | 一%以上 |
| アルカリ分 | 乾物当たり | 一五%以下 |
| 銅(Cu) | 乾物当たり | 六〇〇ppm以下 |
| 亜鉛(Zn) | 乾物当たり | 一、八〇〇ppm以下 |
| 幼植物試験(こまつなによる) | 検定済み | |
| 生産業者名称 | | |
| 住所 | | |
| 電話番号 | | |
| 工場名 | | |
| 生産年月 | | |
| 施用上の注意事項 | | |

注 品質表示の%、ppmは、いずれも重量/重量単位

別記様式

記載上の注意事項

- 1 数値は、品質基準値又は証明された分析値等を用いて記載する。
- 2 地力増進法の書式による表示が、別途なされている項目については、当該記載欄から省略できる。
- 3 「原材料」表示は、別記1によること。
- 4 「施用上の注意事項」表示は、別記2によること。
- 5 前述第3の定義において「し尿おでい肥料」又は「し尿おでいたい肥」に準ずることとした肥料の種類名の記載については、該当する特殊肥料の指定名を使用すること。
- 6 品質に係る数値表示上の誤差の取扱いについては、別記3の類似規定を参考とし適正な表示に努めること。

(別記1)

肥料の原材料表示例

表示原材料名称

該当する物

針葉樹樹皮
広葉樹樹皮
樹皮
下水おでい
し尿処理おでい
農業集落排水おでい
食品工業おでい
牛ふん
豚ふん

樹皮のうち針葉樹に由来するもの
樹皮のうち広葉樹に由来するもの
混合物等樹種の指定が困難なもの
下水処理事業場に由来する汚泥
し尿を主体とし、し尿処理場等に由来する汚泥
農業集落排水事業場に由来する汚泥
食料品製造業(飲料を含む。)の事業場の排水処理等に由来する汚泥
家畜ふんのうち、飼養牛に由来するもの
家畜ふんのうち、飼養豚に由来するもの
汚泥の脱水処理を行う際に添加した資材。原則として化学名を表示するが、うち高分子ポリマーであるものは、「高分子系凝集剤」「カルシウム化合物であるものは、「石灰系凝集剤」と表示してもよい。
原料の炭素率、水分等を調整することを目的として添加する資材。化学名又は一般名をもって表示する。

(凝集剤)

(副原料)

(別記2)

施用上の注意事項の表現について

- 1 銅三〇〇ppm以上又は亜鉛九〇〇ppm以上を含有する肥料(全肥料)

「この肥料は銅・亜鉛を含有し、土壤中濃度が上昇することがありますので、多量施用、長期連用する場合には、注意してください。」

- 2 バークたい肥に係る事項

「土壌改良資材品質表示基準」(昭和五九年一〇月一日、農林水産省告示第二〇〇二号)第2の(8)イによる施用上の注意事項を記載すること。

- 3 石灰系凝集剤を使用した肥料(全肥料)

「この肥料は、製造時の石灰処理によりアルカリ分が、二〇% (注、分析値例を記載)となっていますので、施用にあたっては注意してください。」

(別記3)

土壌改良資材品質表示基準(昭和五九年一月一日付け
農林水産省告示第二〇〇二号)に規定される表示値の誤
差の許容範囲(参考抄録)

| 項目 | 表示の単位 | 誤差の許容範囲 |
|--------------|--|----------------------|
| 有機物の含有率 | パーセント(%) | 表示値の マイナス 一〇パーセント |
| 水分の含有率 | パーセント(%) | 表示値の プラス 一〇パーセント |
| 陽イオン交換容 量 | 一〇〇グラム当たり ///グラム当量 (meq / 100 g) | 表示値の マイナス 一〇パーセント |

注) 当該許容範囲は、品質表示をした製品のロット間変動帯
の誤差に対応するものであり、品質確認の誤差には適用で
きない。